

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 太陽光発電設備の設置、蓄電池の設置、断熱工事等の省エネルギー化に関する改修

(7) 感染症予防対策に関する改修

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。